



これからもスポーツや文化芸術活動に
子どもたちが親しむために

中学校部活動の 地域連携・地域移行 を進めています

【問い合わせ】教育委員会学校教育課(☎41-3146)

■中学校の部活動を取り巻く状況

中学校の部活動は、生徒の自主性、自発的な学びの場として大きな役割を果たしています。しかし近年、少子化の影響により学校単位での維持や生徒の多様なニーズに応えることが難しくなっているほか、教員の部活動に対する負担軽減も求められています。

国では、中学校の部活動の地域連携(*1)・地域移行(*2)について、令和13年度末までに実施することを目標に重点的に取り組むこととしています。

- *1…地域の指導者が指導したり、複数の学校が合同で活動したりすること
- *2…これまで学校が主体となっていた部活動について、地域が主体となって活動する体制に移行すること

■市の取り組み状況

このような状況を踏まえ、市では、生徒や保護者、教員の理解を得ながら、スポーツや文化芸術団体などの関係団体と協議を重ね、次の2通りの体制で、部活動の地域連携・地域移行を進めています。



▲市の取り組みについて

人材バンクに登録してみませんか

指導者の確保のため、人材バンクを開設。中学生にスポーツなどを指導できる人を募集しています。



部活動の地域連携・地域移行の体制は2通り

地域連携型学校部活動

中学校が主体となり、教員に代わって地域の指導者が部活動を指導します

単独型

単独の中学校で活動します。



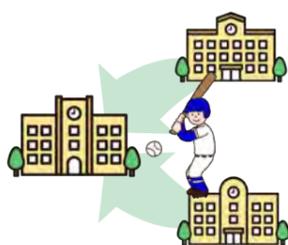
合同型

部員が少ない・指導者がいない場合に、複数の中学校が合同で活動します。



拠点型

自分の中学校に入りたくない部活動がない場合に、入部したい部活動がある中学校を拠点とし、複数校から部員が集まり活動します。



地域クラブ活動

スポーツ少年団や競技団体などの地域の多様な団体が主体となり、団体の指導者がクラブ活動を指導します



市内中学校部活動の地域連携・地域移行の状況

【地域連携型学校部活動】39部

- 単独型…37部
- 合同型…2部

【地域クラブ活動】18団体

※地域クラブ活動などについて、詳しくは市ホームページをご覧ください



さらに支援を手厚くしました 妊産婦への交通費を支援しています

市では、市内にお住まいの妊産婦に対し、妊産婦健診や通院・入院にかかる交通費などの補助を行っています。出産日が本年4月1日以降の人について、補助上限額を拡充しましたのでお知らせします。

【問い合わせ】こども家庭センター(☎41-3500、☎41-3609)、各総合支所
健康づくり窓口(大迫☎48-2943、石鳥谷☎45-2007、東和☎42-2123)

■補助対象者・経費・上限額

母子健康手帳の交付を受けた市内に住所がある妊産婦が対象です。

対象者	対象経費	上限額 (出産日が 3月31日以前)	上限額 (出産日が 4月1日以降)
ハイリスク 妊産婦	①県内の産科医療機関に通院・入院する際の交通費(*) ②出産・診療のために宿泊施設で待機宿泊する際の宿泊費・交通費(*)	5万円	10万円
ハイリスク 以外の妊産婦	*交通費の種類…電車、バス、タクシー、自家用車、有料道路、有料駐車場	2万円	

■補助対象期間

- 母子健康手帳交付後、妊婦として通院を開始した日から、以下の期間まで
- 出産日が3月31日以前の人…出産後6週を経過した日まで
 - 出産日が4月1日以降の人…出産後おおむね1カ月後の健康診査の日まで

■申請期限

通院が終了または退院した日から6カ月以内

申請に必要な書類は市ホームページに掲載しているほか、各問い合わせ窓口で配布しています。



▲出産日が3月31日以前



▲出産日が4月1日以降

妊産婦を対象にした給付金もあります

市では、妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減するため、妊婦支援給付金を支給しています。

区分	1回目の支給	2回目の支給
対象者	4月1日以降に妊娠の届出をして、市から妊婦給付認定を受けた人	
支給額	妊婦1人あたり5万円	胎児1人あたり5万円
支給の要件	妊娠の届出時に保健師または助産師による面談を受ける必要があります	赤ちゃん訪問(生後2カ月前後)の際に保健師または助産師による面談を受ける必要があります

※対象者には個別に通知するほか、申請書類は面談の際に配布します。また、流産などで出産に至らなかった場合でも、対象になる場合があります。詳しくはこども家庭センター(☎41-3500、☎41-3609)へお問い合わせください

